

平成 20 年 6 月 11 日

各 位

神奈川県横須賀市小川町 14 番地 1
 株式会社ネットワークバリューコンポネンツ
 代表取締役 渡部 進
 (コード番号: 3394 東証マザーズ)
 問合わせ先 取締役アドミニストレーション部
 マネージャー 寺田 賢太郎
 TEL 046-828-1804

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年6月11日開催の当社取締役会において、「端株である自己株式の消却」に関して決議したことに伴い、下記のとおり定款の一部を変更することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」の施行により端株制度が廃止され、同法施行時における当社の端株は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の定めにより経過措置として現存しておりますが、端株である自己株式の消却を決議したことに伴い、現存する端株が全て消滅し、端株に関する一切の規定が不要になるため、本附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(附 則)</p> <p>第 1 条 当社の端株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する端株と併せて 1 株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>第 2 条 当社は、端株につき名義書換代理人を置くものとする。<u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

<p><u>当会社の端株原簿の作成ならびに備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>	
<p><u>第3条 当会社の端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	
<p><u>第4条 本附則第1条から第4条は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u></p>	

【ご参考】

当社は、平成20年6月11日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記の通り自己株式を消却することを決議しております。

1. 消却する株式の種類 当社普通株式
2. 消却する株式の数 0.44株（消却前発行済株式総数に対する割合0.0046%）
3. 日程 定款変更の効力発生日 平成20年6月30日
（自己株式にかかる端株0.44株の消却実施日と同日）
4. 消却後の発行済株式総数 9,489株

以 上